

# 国税庁における 新型コロナウイルス感染症の感染防止策について

国税局（所）・税務署では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、職員一人ひとりが感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いを徹底し、業務運営に当たっても「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の「新しい生活様式」に基づく各種の感染防止策を徹底しております。

## 窓口業務における感染防止策

- ◆ 人との間隔を1～2m空け、会話の際、可能な限り真正面を避ける
- ◆ 執務中のマスクの着用の徹底
- ◆ 手洗い（手指消毒）の徹底
- ◆ 毎朝の体温測定、咳・発熱等の有無の確認  
※ 発熱等の風邪症状のある者は、事務に従事しない
- ◆ 総合窓口周辺の窓や扉を開け、定期的に換気
- ◆ 日々の窓口カウンター、面接ブースの消毒

## 調査・徴収事務における感染防止策

- ◆ 調査・徴収事務担当者は、納税者宅等へ出張する前に、以下の感染防止策を行い、管理者の確認を受けています
  - ・ 検温の実施
  - ・ 手洗い（手指消毒）の実施
  - ・ 咳・発熱等の有無の再確認
- ◆ 出張先では、納税者等の協力を得た上で、以下の感染防止策を行います
  - ・ マスクの着用の徹底（納税者等にも協力を依頼）
  - ・ 応対時には、一定程度の距離を保ち、会話の際、可能な限り真正面を避ける
  - ・ 窓や扉を開け、定期的に換気
  - ・ 職員の数や滞在する時間を可能な限り最小限にする

国税局（所）・税務署では、咳・発熱等の症状がある方や、体調のすぐれない方の税務署への来署をご遠慮いただいております。

また、税務署に来署される際は、このような感染拡大防止策をご理解の上、マスクの着用、手洗い（手指消毒液の利用）など、感染予防へのご協力をお願いします。

